

令和5年度厚生労働科学研究費補助金（長寿科学政策研究事業）

分担 研究報告書

都道府県地域リハビリテーション支援体制の実態に関する調査研究

研究代表者

菊地 尚久 千葉県千葉リハビリテーションセンター センター長

研究分担者

田中 康之 千葉県千葉リハビリテーションセンター 地域支援センター長

研究協力者

太田 直樹 千葉県千葉リハビリテーションセンター 地域リハ推進部

宮澤 拓人 千葉県千葉リハビリテーションセンター 地域リハ推進部

研究要旨

令和4年度の厚生労働科学研究費補助金長寿科学政策研究事業として実施した「地域リハビリテーションの効果的な提供に資する指標開発のための研究」で作成した地域リハビリテーション支援体制（以下、『リハビリテーション』を『リハ』と略す）の活動指標チェックリスト案の各項目の有用性の確認と修正を行い、市町村介護予防事業の支援に役立つ地域リハ支援体制の機能・役割を明らかにすることを目的とし、研究者が所属する千葉県を除く46都道府県の地域リハビリテーション支援体制に関わる担当課および22道府県のリハ支援センターを対象に調査票調査を実施した。

その結果、都道府県の地域リハ支援体制に関わる担当課とリハ支援センターの両者が、介護予防事業支援において市町村との関係性が良好または比較的良好と回答した5県を抽出し、活動指標チェックリスト案の中から主に5県中4県で県とリハ支援センターの両者が該当した項目を地域リハ支援体制として必ず有すべき構造や役割・機能であると考え、活動指標チェックリスト案の項目を修正した。

A. 研究目的

令和4年度の厚生労働科学研究費補助金長寿科学政策研究事業として実施した「地域リハビリテーションの効果的な提供に資する指標開発のための研究」では、都道府県の地域リハビリテーション支援体制（以下、『リハビリテーション』を『リハ』と略す）

の実施状況と市町村地域リハ活動支援事業の実施状況の関係性と、市町村の介護予防事業における地域リハ支援体制の活用状況を確認した。さらに、それらの結果と都道府県のリハ支援センターからの情報提供をもとに抽出した11市町村および3県のリハ支援センターへのヒアリングを実施し、そ

の結果を基に市町村支援に関わる効果的な都道府県の地域リハ支援体制の活動指標チェックリスト案を作成した（資料1）。

本研究では、令和4年度の研究成果を基に都道府県の地域リハ支援体制の実態を把握することと、令和4年度に作成した地域リハ支援体制の活動指標チェックリスト案の各項目の有用性の確認と修正を行い、市町村介護予防事業の支援に役立つ地域リハ支援体制の機能・役割を明らかにすることを目的とし、地域リハ支援体制の活動指標チェックリスト案を基に作成した調査票調査を実施した。

## B. 研究方法

### 1. 調査方法

都道府県の地域リハ支援体制に関わる事業担当者および都道府県リハ支援センターの担当者が共通して回答ができるように、研究分担者と研究協力者で協議し、令和4

年度に作成した地域リハ支援体制の活動指標チェックリスト案の文言を修正し調査票を作成し（資料2）、郵送調査を実施した。

### 2. 調査期間

調査期間は令和5年9月～10月とした。

### 3. 調査対象

都道府県地域リハ支援体制に関わる事業の担当課と全国のリハ支援センターを対象とした。都道府県は、研究者らが所属し事業を実施している千葉県を除く全国46都道府県の地域リハ支援体制担当課を対象とした。リハ支援センターは、千葉県健康福祉部健康づくり支援課が行った全国の地域リハ支援体制の状況調査の結果、令和5年3月31日現在設置されていた22道府県のリハ支援センター（千葉県を除く）を対象とした（表1）。

表1：調査対象としたリハ支援センター内訳 22件

|     |    |    |     |    |    |
|-----|----|----|-----|----|----|
| 北海道 | 岩手 | 宮城 | 福島  | 茨城 | 群馬 |
| 神奈川 | 富山 | 石川 | 福井  | 山梨 | 静岡 |
| 滋賀  | 京都 | 兵庫 | 和歌山 | 広島 | 佐賀 |
| 長崎  | 熊本 | 大分 | 鹿児島 |    |    |

調査実施者が所属する千葉県を除く

### 4. 用語の定義

利用度が高い3つの用語について、本研究では以下の通り定義した。

- ① 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）

2021年5月17日老老発0517第1号厚労省老人保健課長発『「地域リハビリテーション推進のための指針」の改定につ

いて」に基づき、実施主体は都道府県であり「地域包括ケアシステムの構築かつ市町村の一般介護予防事業を中心とした地域支援事業の充実・強化のための体制の整備を図る」ためのものとする。

- ② 都道府県リハビリテーション支援センター（以下、リハ支援センター）

地域リハ支援体制を推進するために都道府県が指定しているセンター。名称が異なる場合でも、同等の機能・役割を有する施設を含む。

- ③ リハビリテーション専門職（以下、リハ専門職）  
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を総称して「リハ専門職」とする。

## 5. 倫理面への配慮

本研究は、令和4年度から5年度の厚生労働科学研究費補助金長寿科学政策研究事業「地域リハビリテーションの効果的な提

供に資する指標開発のための研究」として千葉県千葉リハビリテーションセンター研究倫理委員会の承認を得ている（承認番号：医4-21）。

## C. 研究結果

### 1. 回収状況

都道府県 46 件中 35 道府県（76%）、リハ支援センターは 22 件中 17 件（77%）から回答があった。

また、13 道県については都道府県とリハ支援センターの両者から回答があった（表2）。

表2：都道府県・リハ支援センター両者から回答があった道県 13 件

|     |    |    |     |    |    |
|-----|----|----|-----|----|----|
| 北海道 | 岩手 | 群馬 | 神奈川 | 富山 | 石川 |
| 福井  | 山梨 | 滋賀 | 兵庫  | 広島 | 佐賀 |
| 熊本  |    |    |     |    |    |

### 2. 地域リハ支援体制の事業化状況

回答があった道府県 35 件中 26 件が地域リハ支援体制を事業化し、8 件は未実施であった。その他 1 件は「障害領域での活動であり本調査の対象外」として無回答として回答があった。

また、17 件のリハ支援センターについても 1 件は「障害児支援推進強化事業として実施しており、本調査の要件を満たさないため」と但し書きがあり、本事業未実施として回答があった。

以下、都道府県については一括して県と表し、地域リハ支援体制を事業化している 26 県と 16 県のリハ支援センターを主な分析対象とする。

### 3. 地域リハ支援体制の事業の位置づけ

地域リハ支援体制と市町村介護予防事業支援の関係性を確認した。その結果、「市町村の介護予防事業支援に特化はしていないが、活用されている」が 26 県中 18 県、リハ支援センターは 16 件中 10 件と最も多かった。一方で、26 県中 2 県が市町村介護予防事業支援には全く活用されていないと回答し、16 件中 1 件のリハ支援センターでは同様の回答をした（表3、4）。

なお、都道府県・リハ支援センターの両者より回答があった 13 件中、回答が一致したのは 8 件であった。

表3：地域リハ支援体制の事業の位置づけ（都道府県） n=26

| 選択肢                               | 回答数 |
|-----------------------------------|-----|
| 市町村介護予防事業支援に特化した事業                | 5   |
| 市町村の介護予防事業支援に特化はしていないが、活用はされている事業 | 18  |
| 市町村介護予防事業支援には全く活用されていない           | 2   |
| 無回答                               | 1   |

表4：地域リハ支援体制の事業の位置づけ（リハ支援センター） n=16

| 選択肢                               | 回答数 |
|-----------------------------------|-----|
| 市町村介護予防事業支援に特化した事業                | 3   |
| 市町村の介護予防事業支援に特化はしていないが、活用はされている事業 | 10  |
| 市町村介護予防事業支援には全く活用されていない           | 1   |
| 無回答                               | 2   |

#### 4. 地域リハ支援体制と市町村との関係性

地域リハ支援体制が市町村の介護予防事業支援に特化している、または活用されていると回答した 23 県およびリハ支援センター13件に対して、市町村との関係性を確認した。

その結果「良好または比較的良好」と回答した都道府県は 23 県中 19 県、リハ支援センターは 13 件中 9 件であった(表5、6)。

このうち 5 県(岩手県、群馬県、山梨県、広島県、熊本県)が都道府県とリハ支援センターの両者が「良好または比較的良好」と回答した。

表5：地域リハ支援体制と市町村との関係性（都道府県） n=23

| 選択肢            | 回答数 |
|----------------|-----|
| 良好または比較的良好     | 19  |
| どちらかと言えば難渋している | 4   |

表6：地域リハ支援体制と市町村との関係性（リハ支援センター） n=13

| 選択肢            | 回答数 |
|----------------|-----|
| 良好または比較的良好     | 9   |
| どちらかと言えば難渋している | 4   |

5. 地域リハ支援体制と市町村との関係性の判断基準

市町村との関係性が「良好または比較的良好」と回答した19県、リハ支援センター9件に対して、その関係性の判断基準を確認した。

その結果「都道府県・リハ支援センター担当者の感覚」が19県中16県、リハ支援セ

ンター13件中12件と最も多かった。「数値的な基準・実績」は4県、リハ支援センター3件であった(表7、8)。

都道府県とリハ支援センターの両者が市町村との関係性を「良好または比較的良好」と回答した5県(岩手県、群馬県、山梨県、広島県、熊本県)の判断基準を表9にまとめた。

表7：地域リハ支援体制と市町村との関係性の判断基準（都道府県）n=19 複数回答

| 設問                  | 回答数 |
|---------------------|-----|
| 都道府県・リハ支援センター担当者の感覚 | 16  |
| 市町村担当者へのヒアリング・アンケート | 10  |
| 関わっているリハ専門職からの意見    | 14  |
| 数値的な基準・実績           | 4   |
| その他                 | 2   |

表8：地域リハ支援体制と市町村との関係性の判断基準（リハ支援センター）n=13 複数回答

| 設問                  | 回答数 |
|---------------------|-----|
| 都道府県・リハ支援センター担当者の感覚 | 12  |
| 市町村担当者へのヒアリング・アンケート | 4   |
| 関わっているリハ専門職からの意見    | 7   |
| 数値的な基準・実績           | 3   |
| その他                 | 0   |

表9：地域リハ支援体制と市町村との関係性の判断基準（都道府県・リハ支援センターの両者が市町村との関係性が良好と回答した県）n=5 複数回答

| 判断基準                | 都道府県               | リハ支援センター                |
|---------------------|--------------------|-------------------------|
| 都道府県・リハ支援センター担当者の感覚 | 岩手県 群馬県<br>山梨県 熊本県 | 岩手県 群馬県 山梨県、<br>広島県 熊本県 |
| 市町村担当者へのヒアリング・アンケート | 群馬県 広島県            | 広島県                     |
| 関わっているリハ専門職からの意見    | 岩手県 群馬県<br>広島県     | 広島県 熊本県                 |
| 数値的な基準・実績           |                    | 広島県 熊本県                 |

6. 地域リハ支援体制に関する機関・組織の設置状況

① 都道府県もしくはリハ支援センターが主管する地域リハ支援体制を協議する会議体

26 県中 18 県で県もしくはリハ支援センターが主管する地域リハ支援体制を協議する会議体(以下、協議会)が設置されていた。

なお、設問としては名称や開催方法、構成団体は問わず会議体の有無のみを確認した。

② 協議会の構成団体

協議会の構成団体を図 1 にまとめた。

18 県中 17 県が理学療法士会、作業療法士会を構成団体としていた。また 16 県が言語聴覚士会を、15 県が医師会を構成団体としていた。

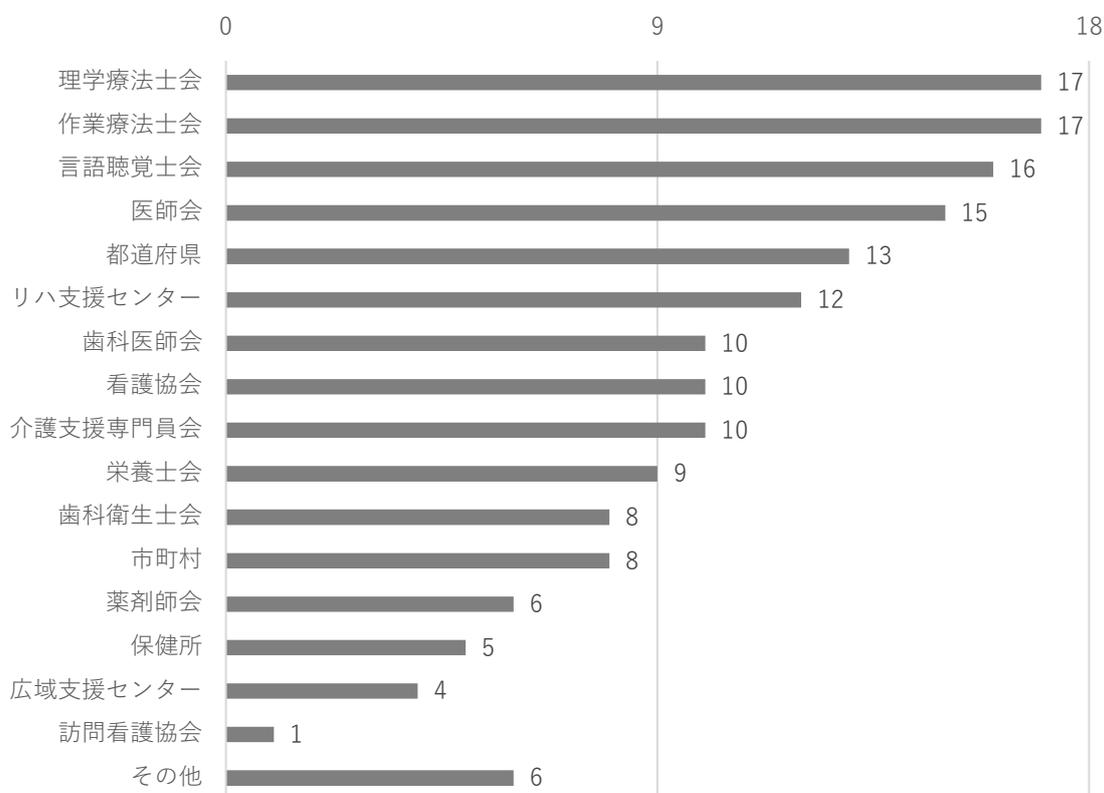


図 1：協議会の構成団体 n=18

③ リハ支援センター・広域支援センターの設置状況

26 県中 15 県がリハ支援センターを設置していた。

また、26 県中 12 県で広域支援センターが設置されていた。広域支援センターの担

当範囲は、11 県が 2 次保健医療圏域、1 県が老人福祉圏域であった。

なお 11 県が両センターを設置し、4 県がリハ支援センターのみ、1 県が広域支援センターのみ設置していた。

④ 協力機関の設置状況

26 県中 10 県が地域リハ支援体制に係わる協力機関を設置していた。その詳細を表 10 にまとめた。

表 10：協力機関の詳細

| 協力機関の詳細   |
|---|
| 病院、施設等で圏域の活動に協力が可能なところ。県リハ指針に指定基準を明記。県（保健所）が指定している。                                       |
| 施設要件と人的要件を満たす施設。県が指定している。   |
| 県の取り組みを理解し、県主催の地域リハ研修を修了または受講予定のリハ専門職がいる病院、診療所、老健。県が指定している。                               |
| 市町村等と協同して地域包括ケアシステムを推進する意思があり、リハ専門職を派遣できる体制がある機関。県が指定している。                                |
| 市町村が身近な医療機関等と契約や協定により選定する。県としては指定しておらず、市町村と契約や協定の締結にて選定している。                              |
| 県理学療法士会、県作業療法士会、県言語聴覚士会。  |
| 医師会、病院協会の協力を得て、県下の PT 会、OT 会、ST 会の合同組織である「県リハ専門職団体連絡会」が市町村への派遣調整を行っている。連絡会は県が指定しているのではない。 |
| 県が指定する研修修了者、リハ専門職 2 名以上在籍の施設。県が指定している。  |
| 大学、栄養士会、歯科衛生士会、薬剤師会、リハ 3 団体協議会。県が指定している。  |
| 医療機関、介護老人保険施設、その他医療や介護のサービスを提供する機関（PT、OT、ST が 1 人以上配置）。県が指定している。                          |

⑤ 地域リハ支援体制と市町村との関係が良好・比較的良好と回答した都道府県に設置されている機関・組織

地域リハ支援体制と市町村との関係が良好・比較的良好と回答した 19 県に設置されている地域リハ支援体制に係わる機関・組織を確認した。

その結果、13 県が「都道府県もしくは都道府県リハ支援センターが主管する地域リハ支援体制を協議する会議体（以下、協議

会）」を設置し、10 県が「リハ支援センター」を設置していた（表 11）。

県・リハ支援センターともに地域リハ支援体制と市町村が良好・比較的良好と回答した 5 県に設置されている機関・組織を表 12 にまとめた。なお、これら 5 県の協議会に共通する構成団体は医師会、歯科医師会、理学療法士会、作業療法士会、言語聴覚士会であった。

表 11：地域リハ支援体制と市町村との関係が良好・比較的良好と

| 回答した県に設置されている機関・組織 n=19 |    |    |
|-------------------------|----|----|
| 機関・組織                   | あり | なし |
| 協議会                     | 13 | 6  |
| リハ支援センター                | 10 | 9  |
| 広域支援センター                | 8  | 11 |
| 協力機関                    | 9  | 10 |

表 12：県・リハ支援センターともに地域リハ支援体制と市町村が良好・比較的良好と回答した 5 県に設置されている機関・組織（○が該当機関）

|     | 協議会 | リハ支援センター | 広域支援センター | 協力機関 |
|-----|-----|----------|----------|------|
| 岩手県 | ○   | ○        | ○        | ○    |
| 群馬県 | ○   | ○        | ○        |      |
| 山梨県 | ○   | ○        |          | ○    |
| 広島県 | ○   | ○        | ○        | ○    |
| 熊本県 | ○   | ○        | ○        | ○    |

## 7. 活動指標チェックリスト案に対する回答

令和 4 年度の本研究で作成した活動指標チェックリスト案の文言を一部修正し調査票を作成し、地域リハ支援体制を事業化している 26 県および 16 県のリハ支援センタ

ーから回答を得た。以下、地域リハ支援体制に関わる各機関・組織について、主に人材育成・人材派遣のあり方と地域リハ支援体制における機能・役割について集約した。

### ① 都道府県のあり方

#### (ア) 人材育成・人材派遣について

都道府県としての人材育成・人材派遣の機能・役割について表 13 にまとめた。なお、都道府県とリハ支援センターの両者が市町村との関係性が良好もしくは比較的良好と回答した 5 県（岩手県、群馬県、山梨県、広島県、熊本県）については、県とリハ支援センターが同一であった場合、その県名を記載した。このことについては以下の結果において同様に記載している。

#### (イ) 地域リハ支援体制における機能・役割について

都道府県としての地域リハ支援体制に関する機能・役割について表 14、15 にまとめた。なお、表 15 についてはリハ支援センターもしくは広域支援センターが設置されている 16 県とリハ支援センター16 件を回答対象としている。

表 13：都道府県としての人材育成・人材派遣の機能・役割

| 指標項目                               | 都道府県 | リハ支援センター | 市町村と良好な  |
|------------------------------------|------|----------|----------|
|                                    | n=26 | n=16     | 5 県      |
| 都道府県として、どのような人材育成が必要なのか明確になっている    | 14   | 10       | 岩手、群馬、広島 |
| 都道府県として、いつまでに何人育成する等、人材育成に関する計画がある | 0    | 1        |          |
| 都道府県として、どのような人材派遣体制が市町村に有効か検討されている | 14   | 8        | 山梨       |
| 都道府県として、市町村への人材派遣に係わる計画がある         | 4    | 4        | 広島       |

表 14：都道府県の地域リハ支援体制に関する機能・役割

| 指標項目   | 都道府県 | リハ支援センター | 市町村と良好な        |
|--|------|----------|----------------|
|  | n=26 | n=16     | 5 県            |
| 都道府県として、地域リハ支援体制の機能・役割を明確にしている   | 14   | 11       | 岩手、群馬、山梨、広島、熊本 |
| 地域リハ支援体制として保健所と連携をとっている  | 10   | 9        | 岩手、群馬、山梨、広島    |
| 地域リハ支援体制について、少なくとも年 1 回は都道府県担当者から市町村事業担当者に説明する機会がある（WEB、動画配信、対面、文書等の方法は不問） | 10   | 8        | 群馬、山梨、広島       |

表 15：都道府県の地域リハ支援体制に関する機能・役割（リハ支援センターもしくは広域支援センターの設置がある都道府県）

| 指標項目   | 都道府県<br>n=16 | リハ支援センター<br>n=16 | 市町村と良好な<br>5 県 |
|--|--------------|------------------|----------------|
| 地域リハ支援体制の機能・役割を各センターと共有する機会を都道府県として設けている（頻度、方法等は不問）                | 13           | 14               | 岩手、群馬、山梨、広島、熊本 |
| 都道府県として、各センターの機能・役割を明文化している  | 16           | 13               | 岩手、群馬、山梨、広島、熊本 |
| 都道府県として、各センターの機能・役割を庁内の各種関係会議で説明する機会がある（頻度、方法等は不問）                 | 7            | 9                | 広島、熊本          |
| 庁内他課が主管する協議会の情報を、必要に応じて各センターと共有する機会がある                             | 6            | 6                | 群馬             |
| 少なくとも年 1 回は各センターが一同に会し意見交換をする機会がある（WEB、対面等、方法は不問）                  | 14           | 13               | 岩手、群馬、山梨、広島、熊本 |
| 都道府県担当者とリハ支援センター担当者が広域支援センターに同行訪問して意見交換をする機会がある                    | 5            | 4                | 岩手、群馬          |
| 都道府県として各センターの専従職員の配置をこれまでに検討したことがある。または、現在検討中もしくは検討予定である（配置の有無は不問） | 2            | 5                |                |

② 協議会のあり方

(ア) 人材育成・人材派遣について

協議会としての人材育成と人材派遣に関する機能・役割について表 16 にまとめた。なお、協議会が設置されている 18 県とリハ支援センター 14 件を回答対象とした。

お、これについても協議会が設置されている 18 県と 14 件のリハ支援センターを回答対象とした。

(イ) 地域リハ支援体制に関する機能・役割について

協議会としての地域リハ支援体制に関する機能・役割について表 17 にまとめた。な

表 16：協議会の人材育成・人材派遣に関する機能・役割（協議会の設置がある都道府県）

| 指標項目                                  | 都道府県 | リハ支援センター | 市町村と良好な<br>5 県 |
|---------------------------------------|------|----------|----------------|
|                                       | n=18 | n=14     |                |
| 協議会において、人材育成についての議論が進められている、またはされていた  | 9    | 9        | 岩手、広島          |
| 協議会において、人材育成に関する作業部会等が設置できる（規程の有無は不問） | 3    | 3        |                |
| 協議会において、人材派遣についての議論が進められている、またはされていた  | 11   | 9        | 岩手、群馬、広島       |
| 協議会において、人材育成に関する作業部会等が設置できる（規程の有無は不問） | 3    | 3        |                |

表 17：協議会の地域リハ支援体制に関する機能・役割（協議会の設置がある都道府県）

| 指標項目                                   | 都道府県 | リハ支援センター | 市町村と良好な<br>5 県 |
|--|------|----------|----------------|
|  | n=18 | n=14     |                |
| 地域リハ支援体制において、その協議会の目的・役割が明確になっている      | 12   | 10       | 岩手、群馬、広島       |
| その協議会は、その目的・役割に資すると思われる構成団体等により構成されている | 13   | 11       | 群馬、広島、熊本       |

### ③ リハ支援センターのあり方

#### (ア) 人材育成・人材派遣について

リハ支援センターとしての人材育成と人材派遣に関する機能・役割についての回答を表 18 にまとめた。なお、都道府県についてはリハ支援センターが設置されている 15 県を回答対象とした。

#### (イ) 地域リハ支援体制に関わる機能・役割について

リハ支援センターとしての地域リハ支援体制に関する機能・役割について表 19 にまとめた。これについても都道府県についてはリハ支援センターが設置されている 15 県を回答対象とした。

表 18：リハ支援センターの人材育成と人材派遣に関する機能・役割（リハ支援センターの設置がある都道府県）

| 指標項目   | 都道府県<br>n=15 | リハ支援センター<br>n=16 | 市町村と良好な<br>5 県 |
|--|--------------|------------------|----------------|
| 人材育成について県や協議会がある場合は協議会と方向性等を共有できている                          | 10           | 9                | 岩手、広島          |
| リハ専門職の職能団体が人材育成を行っている場合、リハ支援センターとしてそれらの職能団体が実施する人材育成にも関わっている | 4            | 9                | 群馬、山梨          |
| 全県を俯瞰して、必要な人材育成に関するカリキュラムを検討している                             | 5            | 8                | 山梨、広島          |
| OJT を含めブラッシュアップ的な人材育成に関わっている                                 | 5            | 4                | 広島             |
| 人材派遣について県や協議会がある場合は協議会と方向性等を共有できている                          | 6            | 8                | 岩手、広島          |
| 全県を俯瞰する立場で人材派遣に係わる仕組みづくりに関与している                              | 6            | 9                | 岩手、山梨          |

表 19：リハ支援センターの地域リハ支援体制に関わる機能・役割（リハ支援センターの設置がある都道府県）

| 指標項目   | 都道府県<br>n=15 | リハ支援センター<br>n=16 | 市町村と良好な<br>5 県 |
|--|--------------|------------------|----------------|
| 地域リハ支援体制について県主管課等へ提言できる関係性がある                  | 15           | 13               | 岩手、群馬、山梨、広島、熊本 |
| 全県を視野に入れて、市町村同士をつなぐ活動をしている、もしくはしていた            | 2            | 5                | 山梨             |
| 全県を視野に入れて、市町村とリハ専門職をつなぐ活動をしている、もしくはしていた        | 6            | 11               | 岩手、群馬、山梨、広島    |
| 全県を視野に入れて、リハ専門職同士をつなぐ活動をしている、もしくはしていた          | 10           | 11               | 岩手、群馬、山梨、広島    |
| リハ支援センターの担当者の誰かが、リハ専門職の職能団体の要職もしくは事務局機能に携わっている | 4            | 9                | 岩手、群馬、山梨       |
| リハ支援センターの専従職員配置がある                             | 3            | 4                |                |
| リハ支援センターの専従職員配置について議論が進められている                  | 2            | 1                |                |
| 自施設内で地域リハ支援体制に関する事業理解を進める取組みをしている              | 7            | 7                | 岩手、広島          |
| 自施設内の退院支援などに地域リハ支援体制に関する事業で得た情報を活用する取組みを行っている  | 3            | 4                | 広島             |

(ウ) リハ支援センターと広域支援センターの関係について

リハ支援センターと広域支援センターの関係について表 20 にまとめた。なお、この設問は、リハ支援センターと広域支援セン

ターの両者が設置されている 12 県と 13 件のリハ支援センターを回答対象とした。また、県とリハ支援センターの両者が市町村

との関係が良好と回答した 5 県中、山梨県は広域支援センターが設置されていないため回答対象から除いている。

表 20：リハ支援センターと広域支援センターの関係（リハ支援センターと広域支援センターの両者が設置されている都道府県）

| 指標項目                               | 都道府県 | リハ支援センター | 市町村と良好な<br>4 県 |
|------------------------------------|------|----------|----------------|
|                                    | n=12 | n=13     |                |
| リハ支援センターが広域支援センターが実施する人材育成にも関わっている | 6    | 7        | 岩手、群馬、広島       |
| リハ支援センターが広域支援センター同士を繋ぐ役割を担っている     | 8    | 8        | 岩手、群馬、広島、熊本    |
| リハ支援センターが広域支援センターと市町村を繋ぐ役割を担っている   | 4    | 4        | 群馬、広島          |

#### ④ 広域支援センターのあり方

##### (ア) 人材育成・人材派遣について

広域支援センターの人材育成と人材派遣に関する機能・役割についての回答を表 21 にまとめた。なお、広域支援センターを設置している 12 県と広域支援センターが設置されている県にあるリハ支援センター13件を回答対象とした。また、県とリハ支援センターの両者が市町村との関係が良好と回答した 5 県中、山梨県は広域支援センターが設置されていないため回答対象から除いている。

##### (イ) 地域リハ支援体制に関わる機能・役割について

広域支援センターとしての地域リハ支援体制に関する機能・役割について表 22 にまとめた。これについても広域支援センターを設置している 12 県と広域支援センターが設置されている県にあるリハ支援センター13件を回答対象とした。また、県とリハ支援センターの両者が市町村との関係が良好と回答した 5 県中、山梨県は広域支援センターが設置されていないため回答対象から除いている。

表 21：広域支援センターの人材育成と人材派遣に関する機能・役割（広域支援センターの設置がある都道府県）

| 指標項目   | 都道府県 | リハ支援センター | 市町村と良好な<br>4 県 |
|--|------|----------|----------------|
|  | n=12 | n=13     |                |
| 人材育成について県や協議会、県リハ支援センターと方向性等を共有できている           | 7    | 9        | 岩手、広島          |
| 広域支援センターが担当圏域に即した人材育成のカリキュラムを検討している。もしくは実施している | 4    | 6        | 岩手、群馬、広島       |
| 広域支援センターが担当圏域に即した OJT 等のブラッシュアップ的な人材育成を実施している  | 4    | 3        | 広島             |
| 広域支援センターが圏域内の人材をつなぎ、情報交換を行う機会を有している            | 7    | 7        | 岩手、群馬、広島       |
| 広域支援センターが人材派遣について県や協議会、県リハ支援センター等と方向性等を共有できている | 8    | 8        | 岩手、広島          |
| 人材派遣について、広域支援センターが市町村とリハ専門職のつなぎ役を担っている         | 9    | 9        | 岩手、群馬、広島、熊本    |

表 22：広域支援センターの地域リハ支援体制に関わる機能・役割（広域支援センターの設置がある都道府県）

| 指標項目  | 都道府県 | リハ支援センター | 市町村と良好な<br>4 県 |
|---|------|----------|----------------|
|   | n=12 | n=13     |                |
| 広域支援センターが担当圏域の市町村の課題・ニーズを分析・把握している            | 8    | 11       | 岩手、群馬、広島       |
| 地域リハ支援体制に関して広域支援センターが担当圏域内の市町村同士の情報交換の場を作っている | 5    | 7        | 広島、熊本          |
| 広域支援センターが当該圏域の市町村とリハ専門職をつないでいる                | 10   | 10       | 岩手、群馬、広島、熊本    |
| 広域支援センターが担当圏域内のリハ専門職同士をつないでいる                 | 10   | 7        | 岩手、群馬、広島、熊本    |
| 広域支援センターが自施設内で地域リハ支援体制事業の理解を進める取組みをしている       | 6    | 5        | 群馬、広島          |
| 広域支援センターの活動で得た情報を自施設内の退院支援などに活用する取組みを行っている    | 5    | 3        | 広島             |

⑤ 協力機関のあり方

協力機関の機能・役割についての回答を表 23 にまとめた。なお、都道府県、リハ支援センターともに協力機関が設置されている 10 県を回答対象とした。また、県とリハ支援センターの両者が市町村との関係が良好と回答した 5 県中、群馬県は協力機関が

設置されていないため回答対象から除いている。

⑥ リハ専門職の職能団体との関係

職能団体としての人材育成と人材派遣および地域リハ支援体制に関する機能・役割についての回答を表 24 にまとめた。

表 23：協力機関の機能・役割（広域支援センターの設置がある都道府県）

| 指標項目  | 都道府県<br>n=10 | リハ支援センター<br>n=10 | 市町村と良好な<br>4 県 |
|---|--------------|------------------|----------------|
| 協力機関が県・県リハ支援センター・広域支援センター等と人材育成についてビジョンや方向性を共有する機会がある | 5            | 7                | 山梨、広島          |
| 協力機関が県・県リハ支援センター・広域支援センター等と人材派遣についての仕組みを共有している        | 8            | 6                | 山梨、広島、熊本       |
| 地域リハ支援体制のあり方や市町村の実情から鑑みた協力機関が指定されている                  | 4            | 5                | 熊本             |

表 24：リハ専門職の職能団体の人材育成・人材派遣、地域リハ支援体制に関する機能・役割

| 指標項目  | 都道府県<br>n=26 | リハ支援センター<br>n=16 | 市町村と良好な<br>5 県 |
|---|--------------|------------------|----------------|
| リハ専門職の職能団体と県・県リハ支援センター・広域支援センター等が、人材育成についてビジョンや方向性等を共有する機会がある | 14           | 9                | 山梨、広島          |
| リハ専門職の職能団体と県・県リハ支援センター・広域支援センター等で、人材育成についての役割分担が確認されている       | 11           | 9                | 広島             |
| リハ専門職の職能団体が人材派遣に係る県・県リハ支援センター・広域支援センターの仕組みを理解している             | 19           | 10               | 岩手、群馬、山梨、広島、熊本 |
| 人材派遣について、リハ専門職の職能団体と県リハ支援センター・広域支援センターとの役割分担が確認されている          | 14           | 9                | 岩手、群馬、山梨、広島、熊本 |

## D. 考察

### 1. 都道府県とリハ支援センターの意思疎通の場の確保について

都道府県の回答からは 26 県中 23 県、リハ支援センターの回答からは 16 件中 13 件と、その多くが市町村介護予防事業支援に地域リハ支援体制が活用されていた。

しかし、都道府県とリハ支援センターの両者から回答があった 13 県中、8 県のみが回答が一致していた。事業の位置づけの認識が都道府県とリハ支援センターで齟齬があることは、両者の意思疎通の根本が揺らいているものと考えられる。

また、市町村との関係性を「良好または比較的良好」と回答した都道府県は 23 県中 19 県、リハ支援センターは 13 件中 9 件であり、5 県のみが両者が同じ回答であった。このことについても両者の認識が異なっているということは、都道府県とリハ支援センターの間で意思疎通に課題があるものと考えられた。

さらに、この 5 県においてもその判断基準が、担当者の認識や市町村担当者や関わっているリハ職のヒアリングやアンケート等、数的な根拠よりも質的な根拠に基づいていたことから、都道府県とリハ支援センターの間の意思疎通が重要であると推察される。

このことから地域リハ支援体制として市町村支援を実施するためには、都道府県とリハ支援センターの意思疎通の場の有無の確認が必須と考えられた。

このことについては過去の報告書<sup>1)</sup>やマニユアル<sup>2)</sup>でも都道府県レベルでの協議会の設置、二次保健医療圏域での連絡協議会の設置が効果的な地域リハ支援体制の構築

のために求められていることや、各種報告書<sup>3、4)</sup>において地域リハ支援体制においては「連携」の必要性が必ずと言ってよいほど謳われていることにも通じるものと考えられる。

さらに都道府県とリハ支援センターの円滑な意思疎通やより良い連携のためには、会議体としての「協議」の場の確保だけでなく、日常業務中での相互の意思疎通ができていくか否かの確認が必要であると考えられた。

### 2. 活動指標チェックリスト案の項目の修正について

今回は令和 4 年度に実施した「地域リハビリテーションの効果的な提供に資する指標開発のための研究」にて作成した令和 4 年度の活動指標チェックリスト案の項目を基に調査票を作成し、都道府県およびリハ支援センターに回答している。

ここでは県とリハ支援センターの両者が市町村との関係性を「良好または比較的良好」と回答した 5 県の回答に着目し、4 県以上（但し、該当する機関が無い場合等は 3 県以上）が該当すると回答した項目を地域リハ支援体制として必ず有すべき構造や役割・機能ではないかと推察し、令和 5 年度版の修正活動指標チェックリスト案として抽出することとした。

#### ① 都道府県の機能・役割

都道府県には「人材育成・人材派遣に関する機能・役割」について該当する項目が認められなかった。

「リハ支援体制に関する機能・役割」については、以下の5項目が抽出された。

- ・ 都道府県として、地域リハ支援体制の機能・役割を明確にしている
- ・ 地域リハ支援体制として保健所と連携をとっている
- ・ 地域リハ支援体制の機能・役割を各センターと共有する機会を都道府県として設けている
- ・ 都道府県として、各センターの機能・役割を明文化している
- ・ 少なくとも年1回は各センターが一同に会し意見交換をする機会がある

なお、各センターとは設問ではリハ支援センターと広域支援センターと明記していた。

「地域リハ支援体制の機能・役割を各センターと共有する機会を都道府県として設けている」と「少なくとも年1回は各センターが一同に会し意見交換をする機会がある」については、先述の都道府県とリハ支援センターの意思疎通が必要であるという考えにつながるものと言えよう。

## ② 協議会の機能・役割

協議会は5県全てで設置されていた。今回は活動指標チェックリストに載せる項目として「人材育成・人材派遣に関する機能・役割」と「リハ支援体制に関する機能・役割」に着目した調査を実施したが、5県中4県以上の該当した項目は認められなかった。

なおマニュアル<sup>2)</sup>によると協議会の役割は「①地域包括ケア推進に資するリハビリテーションのあり方の検討」「②地域包括ケアの発展に資する地域リハビリテーション推進指針の作成」、「③都道府県地域リハビ

リテーション支援センター・圏域地域リハビリテーション支援センターの指定」等となっており、人材育成・人材派遣に関わることについては、主たる役割とは定められていない。

## ③ リハ支援センターの機能・役割

「人材育成・人材派遣に関する機能・役割」について5県中4県以上の県とリハ支援センターの両者が該当すると回答する項目は認められなかった。

一方で「リハ支援体制に関する機能・役割」については、以下の3項目が抽出された。

- ・ 地域リハ支援体制について県主管課等へ提言できる関係性がある
- ・ 全県を視野に入れて、市町村とリハ専門職をつなぐ活動をしている
- ・ 全県を視野に入れて、リハ専門職同士をつなぐ活動をしている

この「地域リハ支援体制について県主管課等へ提言できる関係性がある」については、先述の意思疎通と同様に、専門機関として働きかける関係性が必要であることが表れているものと考えられる。また、このことは先述のマニュアル<sup>2)</sup>にもリハ支援センターの役割の一つとして書かれている「関係機関との連絡調整、都道府県関係者への支援」の都道府県関係者への支援に該当する項目であると考えられる。

また、他の「全県を視野に入れて、市町村とリハ専門職をつなぐ活動をしている」「全県を視野に入れて、リハ専門職同士をつなぐ活動をしている」の2項目の「つなぐ」とは、マニュアルに記載されている「関係機関

との連絡調整」を包括する活動であると考えられる。

また広域支援センターが設置されている場合、リハ支援センターと広域支援センターの関係性としては、次の2項目が抽出された。なお、山梨県には広域支援センターが設置されていないことから、ここでは4県中3県以上が該当した項目を抽出した。

- ・ 広域支援センターがある場合、広域支援センターが実施する人材育成にも関わっている
- ・ リハ支援センターが広域支援センター同士を繋ぐ役割を担っている

リハ支援センター単独では「人材育成・人材派遣に関する機能・役割」の項目が抽出されなかった。これはリハ支援センターが単独で実施するのではなく、リハ支援体制として市町村支援が良好な県では広域支援センターと協働が重視されているものと考えられる。

これらについてもマニュアル<sup>2)</sup>のリハ支援センターの役割に謳われている「圏域地域リハビリテーション支援センターの支援や調整」に該当するものと考えられる。

#### ④ 広域支援センターの機能・役割

広域支援センターについては、その設置がない山梨県を除く4県中3県以上が該当した項目を抽出した。

「人材育成・人材派遣に関する機能・役割」については、以下の3項目が抽出された。

- ・ 広域支援センターが担当圏域に即した人材育成のカリキュラムを検討、もしくは実施している

- ・ 広域支援センターが圏域内の人材をつなぎ、情報交換を行う機会を有している
- ・ 人材派遣について、広域支援センターが市町村とリハ専門職のつなぎ役を担っている

また「リハ支援体制に関する機能・役割」については、以下の3項目が抽出された。

- ・ 広域支援センターが担当圏域の市町村の課題・ニーズを分析・把握している
- ・ 広域支援センターが当該圏域の市町村とリハ専門職をつないでいる
- ・ 広域支援センターが担当圏域内のリハ専門職同士をつないでいる

これらのことから市町村支援が良好である県の場合は、広域支援センターが市町村の介護予防事業支援に関する幅広い調整役を担っていると考えられた。

リハ支援センターの役割として、「広域支援センターがある場合、広域支援センターが実施する人材育成にも関わっている」と「リハ支援センターが広域支援センター同士を繋ぐ役割を担っている」が抽出されている。これは市町村支援が良好である県では、市町村の介護予防事業支援に関する幅広い調整役を担っている広域支援センターのサポート役として、リハ支援センターが機能することが求められているものと考えられた。

#### ⑤ 協力機関の機能・役割

協力機関は群馬県が設置していないことから、群馬県を除く4県中3県が該当する項目を抽出した。

ここで言う協力機関とは、都道府県リハ支援センターや広域支援センターとは別に、

その活動に協力する機関としており、医療機関や福祉施設というような施設背景は問わない。また、活動に協力する職種についても指定はしていない。

協力機関については、以下の1項目が抽出された。

- ・ 協力機関が県・県リハ支援センター・広域支援センター等と人材派遣の仕組みを共有している

協力機関は、実際に市町村の介護予防事業に関わることが多いと予測されることから、人材派遣の仕組みについて県・リハ支援センター・広域支援センターとの共通理解があることが市町村支援を良好にすると考えられているものと推察された。

#### ⑥ 職能団体の機能・役割

職能団体は、リハ専門職の職能団体に限定してその関係性を確認していた。

マニュアル<sup>2)</sup>では、体制図の例の中で都道府県レベルや二次保健医療圏域レベルでのリハ専門職の職能団体が「連携」という位置づけとなっているが、市区町村レベルにおいては協力機関が無い場合の委託対象として位置づけられており、その関与が重視されている。

今回、抽出された項目は以下の2点であった。

- ・ リハ専門職の職能団体が人材派遣に係る県・県リハ支援センター・広域支援センターの仕組みを理解している
- ・ 人材派遣について、リハ専門職の職能団体と県リハ支援センター・広域支援センターとの役割分担が確認されている

過去の報告書<sup>1)</sup>によると、平成30年度時点では多くのリハ専門職の職能団体が市町村介護予防事業に関わる人材育成や人材派遣を行っていたことがわかる。そして、地域リハ支援体制が有る都道府県の職能団体の方が、無い都道府県の職能団体よりも関係機関との連携やリハ専門職の質や量の確保が良好な状態であるとされていた。

今回の結果から、地域リハ支援体制として良好な市町村支援を行っている県では、職能団体が独自に市町村事業へ協力するのではなく、県の地域リハ支援体制の中の一組織として、その人材派遣の仕組みや役割を理解していることが重要であると捉えられているものと考えられた。

#### E. 結論

今回の結果を基に、活動指標チェックリスト案を資料3のように修正した。

今回は調査をした都道府県・リハ支援センターから見て市町村支援が良好であると回答した5県を基に、令和4年度に作成した活動指標チェックリスト案の項目を絞り込んだ。

今後の課題として、この5県に立地する市町村が地域リハ支援体制をどのように活用しているのか、また地域リハ支援体制にどのようなことを期待しているのかを把握すること、そして今回修正した令和5年度版の活動指標チェックリスト案(資料3)の項目の有用性を確認する必要があると考えられる。

## 【文献】

- 1) 一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会. 平成 30 年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「地域におけるリハビリテーションの活用促進を目指した調査研究」, 2019
- 2) 一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会. 令和 2 年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステム構築に向けた地域リハビリテーション体制整備マニュアル」, 2021
- 3) 一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会. 令和 2 年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「地域リハビリテーション体制の活動マニュアル等の作成事業」, 2021
- 4) 一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会. 令和 3 年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「地域リハビリテーション体制推進に向けた実態調査事業」, 2022

## R04年度\_地域リハ支援体制 活動指標チェックリスト 案(県・協議会)

| 組織・機関       | 内容    | チェック項目                                |                          |
|-------------|-------|---------------------------------------|--------------------------|
| 県           | 人材育成  | 人材育成に主体的に取り組んでいる                      | <input type="checkbox"/> |
|             |       | どのような人材育成が必要かビジョンが明確になっている            | <input type="checkbox"/> |
|             | 人材派遣  | 人材派遣に主体的に取り組んでいる                      | <input type="checkbox"/> |
|             |       | どのような人材派遣体制が市町村にとって有用か検討されている         | <input type="checkbox"/> |
|             | 機能・役割 | 本事業の位置づけを明確にしている                      | <input type="checkbox"/> |
|             |       | → 県・県リハ支援センター・広域支援センターで共有している         | <input type="checkbox"/> |
|             |       | 県リハ支援センターや広域支援センターの機能・役割を可視化している      | <input type="checkbox"/> |
|             |       | → 本事業が関与する諸会議で関係機関等へ説明する機会を有している      | <input type="checkbox"/> |
|             |       | 他課が主管する会議体の情報を必要に応じて県リハ支援センター等と共有している | <input type="checkbox"/> |
|             |       | 必要に応じ県・県リハ支援センター・広域支援センターが同席し意見交換ができる | <input type="checkbox"/> |
|             |       | → 県・県リハ支援センターで広域支援センターに訪問し意見交換をしている   | <input type="checkbox"/> |
|             |       | 本事業に関することについて、市町村事業担当者に直接働きかける機会がある   | <input type="checkbox"/> |
|             |       | 本事業について保健所との連携を推進している                 | <input type="checkbox"/> |
|             |       | 県リハ支援センターや広域支援センターの専従職員の配置を検討している     | <input type="checkbox"/> |
| 協議会及び準じる会議体 | 人材育成  | 県のビジョンに基づき、人材育成に関する議論がされている           | <input type="checkbox"/> |
|             |       | → 必要に応じて人材育成を検討するワーキンググループなどの設置をしている  | <input type="checkbox"/> |
|             | 人材派遣  | 県のビジョンに基づき、人材派遣に関する議論がされている           | <input type="checkbox"/> |
|             |       | → 必要に応じて人材派遣を検討するワーキンググループなどの設置をしている  | <input type="checkbox"/> |
|             | 機能・役割 | 会議体の目的・役割が明確になっている                    | <input type="checkbox"/> |
|             |       | → その目的・役割に資する構成となっている                 | <input type="checkbox"/> |

| 組織・機関        | 内容    | チェック項目   |                          |
|--------------|-------|--|--------------------------|
| 県リハ支援センター    | 人材育成  | 人材育成に関して県・協議会等と方向性等を共有できている  | <input type="checkbox"/> |
|              |       | 広域支援センター<br>リハ専門職職能団体  | <input type="checkbox"/> |
|              | 人材派遣  | 人材派遣に関して県・協議会等と方向性等を共有できている  | <input type="checkbox"/> |
|              |       | 広域支援センター<br>リハ専門職職能団体  | <input type="checkbox"/> |
|              | 機能・役割 | 地域リハに関わる立場から県を俯瞰し県へ提言できる力量・関係性がある<br>地域リハに関わる立場から県を俯瞰したHUB的な役割を担っている | <input type="checkbox"/> |
|              |       | 広域支援センター<br>市町村  | <input type="checkbox"/> |
|              |       | 広域支援センター<br>市町村  | <input type="checkbox"/> |
|              |       | 市町村<br>リハ専門職   | <input type="checkbox"/> |
|              |       | 市町村<br>リハ専門職   | <input type="checkbox"/> |
|              |       | 市町村<br>リハ専門職   | <input type="checkbox"/> |
| 市町村<br>リハ専門職 |       | <input type="checkbox"/>   |                          |
| 市町村<br>リハ専門職 |       | <input type="checkbox"/>   |                          |
| 広域支援センター     | 人材育成  | 人材育成に関して県・協議会・県リハ支援センター等と方向性等を共有できている                                | <input type="checkbox"/> |
|              |       | 担当圏域に即したカリキュラムの検討をしている<br>担当圏域に即したOJTを含めブラッシュアップ的な人材育成を実施している        | <input type="checkbox"/> |
|              |       | 担当圏域に即したOJTを含めブラッシュアップ的な人材育成を実施している<br>圏域内の人材を横つなぎし情報交換等を行う機会を有している  | <input type="checkbox"/> |
|              |       | 担当圏域に即したOJTを含めブラッシュアップ的な人材育成を実施している<br>圏域内の人材を横つなぎし情報交換等を行う機会を有している  | <input type="checkbox"/> |
|              | 人材派遣  | 人材派遣に関して県・協議会・県リハ支援センター等と方向性等を共有できている                                | <input type="checkbox"/> |
|              |       | 人材派遣の仕組みに則り、市町村とリハ専門職のつなぎ役を担っている<br>担当圏域の市町村の課題・ニーズを分析し把握している        | <input type="checkbox"/> |
|              | 機能・役割 | 地域リハに関わる立場から当該圏域に即したHUB的な役割を担っている<br>広域支援センター<br>市町村                 | <input type="checkbox"/> |
|              |       | 広域支援センター<br>市町村  | <input type="checkbox"/> |
|              |       | 市町村<br>リハ専門職   | <input type="checkbox"/> |
|              |       | 市町村<br>リハ専門職   | <input type="checkbox"/> |
| 市町村<br>リハ専門職 |       | <input type="checkbox"/>   |                          |
| 市町村<br>リハ専門職 |       | <input type="checkbox"/>   |                          |
| 職能団体         | 人材育成  | 県・県リハ支援センター・広域支援センターとビジョンを共有している                                     | <input type="checkbox"/> |
|              |       | 県リハ支援センター・広域支援センターと役割分担が確認されている<br>県リハ支援センター・広域支援センターと役割分担が確認されている   | <input type="checkbox"/> |
|              | 人材派遣  | 県・県リハ支援センター・広域支援センターの仕組みを理解している<br>県リハ支援センター・広域支援センターと役割分担が確認されている   | <input type="checkbox"/> |
|              |       | 県リハ支援センター・広域支援センターと役割分担が確認されている<br>県リハ支援センター・広域支援センターと役割分担が確認されている   | <input type="checkbox"/> |
| 協力機関         | 人材育成  | 県・県リハ支援センター・広域支援センターとビジョンを共有している                                     | <input type="checkbox"/> |
|              | 人材派遣  | 県・県リハ支援センター・広域支援センターの仕組みを理解している                                      | <input type="checkbox"/> |
|              | 機能・役割 | 県は県リハ支援体制のあり方や市町村の実情から鑑みて協力機関の指定をしている                                | <input type="checkbox"/> |

令和5年度厚生労働科学研究費（長寿科学政策研究事業）

地域リハビリテーションの効果的な提供に資する指標開発のための研究

## 都道府県地域リハビリテーション支援体制の実際に関する調査

### I. 本調査の目的

令和4年度に実施した11市町村および3県のリハビリテーション支援センターへのヒアリング結果を基に作成した、市町村支援に関わる効果的な都道府県の地域リハビリテーション支援体制の指標案の妥当性の検証と、その取組みの実態を把握し、市町村介護予防事業の支援に役立つ都道府県地域リハビリテーション支援体制の構造・機能・役割を明らかにすることを目的としています。

### II. 回答内容の取扱い

- ・ 回答は統計的に処理します。ご回答いただいた都道府県名および担当部署名が公表されることはありますが、都道府県名と回答内容を紐づけた公表はいたしません。勿論、回答者の個人が特定されるようなこともありません。
- ・ 調査で得られた個人名や個人が特定される情報は匿名化もしくは削除します。
- ・ 調査結果は表計算ソフトにて集計し、そのファイルにはパスワードをかけ管理します。そして当該ファイルは千葉県千葉リハビリテーションセンターのサーバー内に保管します。
- ・ 本調査への協力が出来ない場合であっても業務上の不利益を被ることはありません。
- ・ 本調査への回答にご協力いただいた時点で、本調査への同意をされたものとしします。
- ・ 回答提出の後にデータの取り下げ希望があった場合、速やかにデータを削除します。しかし、統計処理をした後に取り下げ希望があった場合は削除が困難となります。その場合も個人および所属都道府県に不利益が被ることはございません。
- ・ 得られたデータは別の研究等に二次的に利用する場合があります。その場合においても研究を公表する際は個人を特定できるような情報は一切公表しません。

### III. 回答方法等について

- ・ 都道府県の地域リハビリテーション支援体制整備推進事業担当者と都道府県リハビリテーション支援センター担当者に回答をお願いしています。
- ・ 調査票等は当方から各都道府県およびリハビリテーション支援センターの両方に送付しております。

- ・ 都道府県がリハビリテーション支援センターを運営し、運営主体が主管課と重複している場合は、調査票が2通届いてしまいますが、1通のみの回答で構いません。
- ・ 調査票に直接ご記入ください。回答用紙はございません。
- ・ ご記入がお済みになりましたら令和5年10月10日(火)までに、同封の返信用封筒にてご返送くださいますようお願い申し上げます。

#### IV. 本調査における言葉の定義

- 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制と略します）
  - ・ 2021年5月17日 老老発0517第1号 厚労省老人保健課長発「『地域リハビリテーション推進のための指針』の改定について」に基づき、実施主体は都道府県であること。
  - ・ 「地域リハ支援体制」とは、この指針に書かれているように「地域包括ケアシステムの構築かつ市町村の一般介護予防事業を中心とした地域支援事業の充実・強化のための体制の整備を図る」ためのものとする。
- 都道府県リハビリテーション支援センター（以下、都道府県リハ支援センターとします）
  - ・ 地域リハ支援体制を推進するために都道府県が指定しているセンター。都道府県によって名称が異なる可能性があります。同等の機能・役割を有する施設を含みます。
  - ・ 地域リハ広域支援センターとは異なります。
- ※ 本調査では都道府県を一括して「県」と略して表現することがあります。
- リハビリテーション専門職（以下、リハ専門職と略します）
  - ・ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を総称して「リハ専門職」とします。

#### V. 本調査に関する問い合わせ先

- ・ 所属：千葉県千葉リハビリテーションセンター 地域リハ推進部
- ・ 住所：千葉県千葉市誉田町1-45-2
- ・ 電話：043-291-1831
- ・ 担当：田中康之
- ・ E-mail：yasuyuki.tanaka@chiba-reha.jp

## 都道府県地域リハビリテーション支援体制の実際に関する調査

### ～ 調 査 票 ～

#### 問1 回答される方についてお答えください。

|                    |   |
|--------------------|---|
| <u>都道府県</u>        |   |
| <u>所属部署</u>        | <p>※ 都道府県の方は都道府県に☑を付け、部署名をお書きください。</p> <p>※ 都道府県リハ支援センターの方は都道府県リハ支援センターに☑を付け、運営している施設・法人名、部署名をお書きください。</p> <p>※ 都道府県がリハ支援センターを直営している場合は、都道府県およびリハ支援センターの両方に☑を付け、両方に部署名をお書きください。</p> <p><input type="checkbox"/> 都道府県<br/>(部署名 )</p> <p><input type="checkbox"/> 都道府県リハ支援センター<br/>(施設・法人名 )<br/>(部署名 )</p> |
| <u>住 所</u>         | 〒   |
| <u>電 話 番 号</u>     |   |
| <u>E - m a i l</u> |   |
| <u>氏 名</u>         | (差し支えなければご記入ください)   |

※ 本研究事業終了後、調査報告書（PDF版）をe-mailにてお送りいたします。

※ ご回答いただいた内容について、確認をさせていただきたい場合には連絡をさせていただきます。

問2 貴都道府県には地域リハ支援体制が事業化されていますか。該当する選択肢の番号に○をつけてください。

- 1 有る → 問3以降もご回答ください。
- 2 無い → 質問は以上です。ご協力ありがとうございました。  
なお、地域リハ支援体制構築・推進についてご質問・ご意見等がある場合は、問11の自由記載欄にご記入ください。

以下の問3～10について、お答えいただく際にご注意いただきたいこと

- ・ 「人材」とは「市町村介護予防事業に有用なりハ専門職」を表します。
- ・ 都道府県の事業担当の方、都道府県リハ支援センターの方、それぞれのお立場から検討して全ての設問へのご回答をお願いします。(特に両者ですり合わせをする必要はありません)

問3 地域リハ支援体制に係る都道府県の状況についてお尋ねします。以下の中から該当する項目の番号全てに○を付けてください。

●人材育成について

- 1 都道府県として、どのような人材育成が必要なのか明確になっている。
- 2 都道府県として、いつまでに何人育成する等、人材育成に関する計画がある。

●人材派遣について

- 3 都道府県として、どのような人材派遣体制が市町村に有効か検討されている。
- 4 都道府県として、市町村への人材派遣に係わる計画がある。

●地域リハ支援体制に係る機能・役割について

- 5 都道府県として、地域リハ支援体制の機能・役割を明確にしている。
- 6 都道府県リハ支援センターもしくは広域支援センターが設置されている場合、地域リハ支援体制の機能・役割をこれらのセンターと共有する機会を都道府県として設けている(頻度、方法等は問いません)。

- 7 都道府県リハ支援センターもしくは広域支援センターが設置されている場合、都道府県として、これらのセンターの機能・役割を明文化している。
- 8 都道府県リハ支援センターもしくは広域支援センターが設置されている場合、都道府県として、これらのセンターの機能・役割を庁内の各種関係会議で説明する機会がある（頻度、方法等は問いません）。
- 9 都道府県リハ支援センターもしくは広域支援センターが設置されている場合、庁内他課が主管する会議体の情報を、必要に応じてこれらのセンターと共有する機会がある（頻度、方法等は問いません）。
- 10 都道府県リハ支援センターもしくは広域支援センターが設置されている場合、少なくとも年1回はこれらのセンターが一同に会し意見交換をする機会がある（WEB、対面等、方法は問いません）。
- 11 都道府県リハ支援センターと広域支援センターが設置されている場合、都道府県担当者と都道府県リハ支援センター担当者が広域支援センターに同行訪問して意見交換をする機会がある（例えば、広域支援センターの新規指定や更新時、また複数年かけて訪問する等は、本件に該当するものとします）。
- 12 地域リハ支援体制について、少なくとも年1回は都道府県担当者から市町村事業担当者に説明する機会がある（WEB、動画配信、対面、文書等、方法は問いません）
- 13 地域リハ支援体制として保健所と連携をとっている。
- 14 都道府県として都道府県リハ支援センターや広域支援センターの専従職員の配置をこれまでに検討したことがある。または、現在検討中もしくは検討予定である（配置が出来ているか否かは問いません）。

**問4 貴都道府県の地域リハ支援体制において、都道府県もしくは都道府県リハ支援センターが主管する地域リハ支援体制を協議する会議体（名称や開催方法は問いません）は設置されていますか。該当する選択肢の番号に○を付けてください。また「1. 有る」を選択した場合は【附問ア～イ】にもお答えください。**

- 1 有る → 【附問ア～イ】にもお答えください。
- 2 無い → 問5をお答えください。

### 【附問ア】

その会議体の構成団体等について、該当する項目の番号全てに○をつけてください。なお職能団体は都道府県単位の団体とします。

- |                  |            |              |
|------------------|------------|--------------|
| 1. 医師会           | 2. 歯科医師会   | 3. 薬剤師会      |
| 4. 看護協会          | 5. 訪問看護協会  | 6. 理学療法士会    |
| 7. 作業療法士会        | 8. 言語聴覚士会  | 9. 介護支援専門員会  |
| 10. 栄養士会         | 11. 歯科衛生士会 | 12. 保健所      |
| 13. 都道府県リハ支援センター |            | 14. 広域支援センター |
| 15. 市町村          | 16. 都道府県   |              |
| 17. その他（         |            | ）            |

### 【附問イ】

その会議体についてお尋ねします。以下の中で該当する項目の番号全てに○を付けてください。

#### ●人材育成について

- 1 その会議体において、人材育成について議論が進められている。もしくは議論されていた。
- 2 その会議体では、人材育成について検討する作業部会等が設置できる（規程等が無くても、必要に応じて設置が可能な場合は該当するものとします）。

#### ●人材派遣について

- 3 その会議体において、人材派遣について議論が進められている。もしくは議論されていた。
- 4 その会議体では、人材派遣について検討する作業部会等が設置できる（規程等が無くても、必要に応じて設置が可能な場合は該当するものとします）。

#### ●地域リハ支援体制に係る機能・役割について

- 5 その会議体の地域リハ支援体制における目的・役割が明確になっている。
- 6 その会議体はその目的・役割に資すると思われる構成団体等により構成されている。

問5 貴都道府県の地域リハ支援体制では、都道府県リハ支援センターが設置されていますか該当する選択肢の番号に○を付けてください。また「1. 有る」を選択した場合は【附問ウ～エ】にもお答えください。

- 1 有る → 【附問ウ～エ】にもお答えください。
- 2 無い → 問6をお答えください。

**【附問ウ】**

都道府県リハ支援センターの運営組織について該当する項目の番号に○をつけてください。

- 1 都道府県が直接運営（保健所を含む）
- 2 都道府県立のリハビリテーションセンターおよび病院
- 3 都道府県が設置し、指定管理運営や委託運営しているリハビリテーションセンターおよび病院
- 4 その他の公立病院や施設
- 5 私立病院や施設、民間法人
- 6 職能団体（具体的な職種）
- 7 その他（）

**【附問エ】**

都道府県リハ支援センターについてお尋ねします。以下の中で該当する項目の番号全てに○を付けてください。

**●人材育成について**

- 1 人材育成について県や先述の会議体がある場合はその会議体と方向性等を共有できている
- 2 広域支援センターが設置されている場合、広域支援センターが実施する人材育成にも関わっている（広域支援センターが複数設置されている場合は、平均的にとらえてお答えください）。

- 3 リハ専門職の職能団体が人材育成を行っている場合、都道府県リハ支援センターとしてそれらの職能団体が実施する人材育成にも関わっている（複数ある職能団体を平均的にとらえてお答えください）。
- 4 全県を俯瞰して、必要な人材育成に関するカリキュラムを検討している。
- 5 OJT を含めブラッシュアップ的な人材育成に関わっている。

#### ●人材派遣について

- 6 人材派遣について県や先述の会議体がある場合はその会議体と方向性等を共有できている。
- 7 全県を俯瞰する立場で人材派遣に関わる仕組みづくりに関与している。

#### ●地域リハ支援体制に係る機能・役割について

- 8 地域リハ支援体制について県主管課等へ提言できる関係性がある。
- 9 広域支援センターが設置されている場合、広域支援センター同士をつなぐ役割を担っている。
- 10 広域支援センターが設置されている場合、広域支援センターと市町村をつなぐ役割を担っている（広域支援センターが複数設置されている場合は、平均的にとらえてお答えください）。
- 11 全県を視野に入れて、市町村同士をつなぐ活動をしている、もしくはしていた。
- 12 全県を視野に入れて、市町村とリハ専門職をつなぐ活動をしている、もしくはしていた。
- 13 全県を視野に入れて、リハ専門職同士をつなぐ活動をしている、もしくはしていた。
- 14 都道府県リハ支援センターの担当者の誰かが、リハ専門職の職能団体の要職もしくは事務局機能に携わっている。
- 15 都道府県リハ支援センターの専従職員配置がある。
- 16 都道府県リハ支援センターの専従職員配置について議論が進められている。
- 17 自施設内で地域リハ支援体制に関する事業理解を進める取組みをしている。
- 18 自施設内の退院支援などに地域リハ支援体制に関する事業で得た情報を活用する取組みを行っている。

問6 貴都道府県の地域リハ支援体制では、広域支援センターが設置されていますか該当する選択肢の番号に○を付けてください。また「1. 有る」を選択した場合は【附問オ～カ】にもお答えください。

- 1 有る → 【附問オ～カ】にもお答えください。
- 2 無い → 問7をお答えください。

**【附問オ】**

各広域支援センターの担当エリアをご記入ください。

例：2次保健医療圏域

( )

令和5年8月末時点の広域支援センターの設置数をご記入ください。

( )箇所

**【附問カ】**

広域支援センターについて、以下の中で該当する項目の番号全てに○を付けてください。なお、複数の広域支援センターが設置されている場合は、平均的に捉えてお答えください。

**●人材育成について**

- 1 広域支援センターが人材育成について県や先述した会議体、県リハ支援センター等と方向性等を共有できている。
- 2 広域支援センターが担当圏域に即した人材育成のカリキュラムを検討している。もしくは実施している。
- 3 広域支援センターが担当圏域に即した OJT 等のブラッシュアップ的な人材育成を実施している。
- 4 広域支援センターが圏域内の人材をつなぎ、情報交換を行う機会を有している。

**●人材派遣について**

- 5 広域支援センターが人材派遣について県や先述した会議体、県リハ支援センター等と方向性等を共有できている。
- 6 人材派遣について、広域支援センターが市町村とリハ専門職のつなぎ役を担っている。

●地域リハ支援体制に係る機能・役割について

- 7 広域支援センターが担当圏域の市町村の課題・ニーズを分析・把握している。
- 8 地域リハ支援体制に関して広域支援センターが担当圏域内の市町村同士の情報交換の場を作っている（WEB、対面等方法は問いません）。
- 9 広域支援センターが当該圏域の市町村とりハ専門職をつないでいる。
- 10 広域支援センターが担当圏域内のリハ専門職同士をつないでいる。
- 11 広域支援センターが自施設内で地域リハ支援体制に関する事業の理解を進める取組みをしている。
- 12 広域支援センターの活動で得た情報を自施設内の退院支援などに活用する取組みを行っている。

問7 貴都道府県の地域リハ支援体制では、都道府県リハ支援センターや広域支援センターとは別に、その活動に協力してくれる協力機関（名称は問いません）が設置、指定されていますか。該当する選択肢の番号に○を付けてください。また「1. 有る」を選択した場合は【附問キ～ク】にもお答えください。

- 1 有る → 【附問キ～ク】にもお答えください。
- 2 無い → 問8をお答えください。

【附問キ】

どのような機関・組織が協力機関として指定されていますか。

例：県が指定する研修修了者がいる施設

( )

令和5年8月末時点の指定数をご記入ください

( ) 箇所

どこが協力機関を指定していますか。

( )

## 【附問ク】

協力機関について、以下の中で該当する項目の番号全てに○を付けてください。  
なお、複数の協力機関が設置されている場合は、平均的に捉えてお答えください。

### ●人材育成について

- 1 協力機関が県・県リハ支援センター・広域支援センター等と人材育成についてビジョンや方向性を共有する機会がある。

### ●人材派遣について

- 2 協力機関が県・県リハ支援センター・広域支援センター等と人材派遣についての仕組みを共有している。

### ●地域リハ支援体制に係る機能・役割について

- 3 地域リハ支援体制のあり方や市町村の実情から鑑みた協力機関が指定されている。

問8 貴都道府県の地域リハ支援体制におけるリハ専門職の職能団体との関係について該当する項目の番号全てに○を付けてください。なお、リハ専門職に関わる職能団体が複数あると思いますが平均的に捉えてご回答ください

### ●人材育成について

- 1 リハ専門職の職能団体と県・県リハ支援センター・広域支援センター等が、人材育成についてビジョンや方向性等を共有する機会がある。
- 2 リハ専門職の職能団体と県・県リハ支援センター・広域支援センター等で、人材育成についての役割分担が確認されている

### ●人材派遣について

- 3 リハ専門職の職能団体が人材派遣に係る県・県リハ支援センター・広域支援センターの仕組みを理解している。

### ●地域リハ支援体制に係る機能・役割について

- 4 人材派遣について、リハ専門職の職能団体と県リハ支援センター・広域支援センターとの役割分担が確認されている。

**問9 地域リハ支援体制の事業の位置付けについて、該当する選択肢の番号に○を付けてください。**

- 1 市町村介護予防事業支援に特化した事業として位置づけられている。  
→ 【附問ケ～コ】にもご回答ください。
- 2 市町村介護予防事業支援のみに特化した事業ではないが、市町村の介護予防事業支援にも活用されている（活用の度合いは問いません）。  
→ 【附問ケ～コ】にもご回答ください
- 3 市町村介護予防事業支援には全く活用されていない  
→市町村介護予防事業の支援について他部署を含め別の支援体制や事業がありますか
  1. 有る
  2. 無い
  3. わからない

**【附問ケ】**

総じて市町村支援は良好または比較的良好、もしくは難渋しているでしょうか。該当する選択肢の番号に○を付けてください。都道府県事業担当者として、または都道府県リハ支援センター担当者としてお答えください。

- 1 良好または比較的良好
- 2 どちらかと言え難渋している

**【附問コ】**

「良好または比較的良好」もしくは「どちらかと言え難渋している」について、どのような基準で判断されていますか。該当する選択肢の番号全てに○をつけ、必要に応じて記載してください。

- 1 都道府県事業担当者および都道府県リハ支援センター担当者の感覚

2 市町村担当者へのヒアリングやアンケート結果

どのような質問・回答により判断をされていますか。差し支えない範囲でご記入ください。

3 関わっているリハ専門職等からの意見

4 数値的な基準・実績

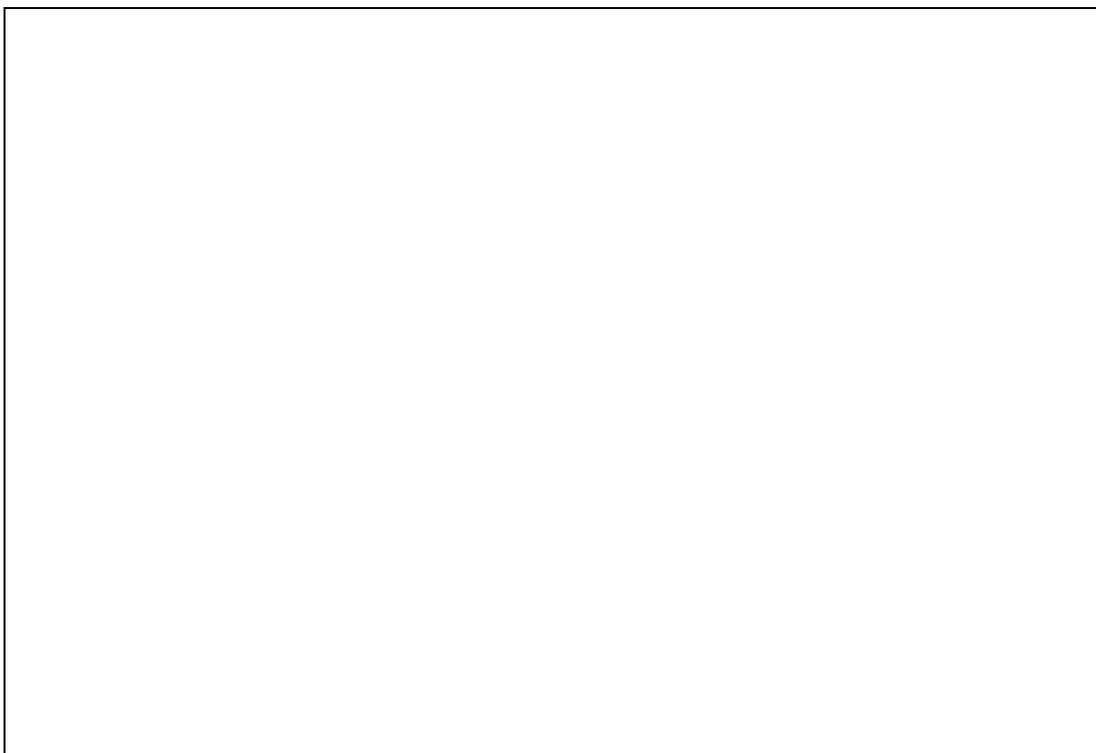
どのような数値的な基準や実績により判断されていますか。差し支えない範囲でご記入ください。

5 その他（ ）

**問 10 地域リハ支援体制について都道府県の法定計画に記載されていたり、連携指針等が策定されていますか。該当する項目の番号全てに○をつけてください。**

- 1 保健医療計画またはそれに準ずる計画に記載されている。
- 2 高齢者保健計画（介護保険事業支援計画）またはそれに準ずる計画に記載されている。
- 3 障害者計画またはそれに準ずる計画に記載されている。
- 4 地域リハ支援体制に特化した連携指針等が策定されている。
- 5 その他の県の法定計画や指針に記載されている。
- 6 特に法定計画への記載や指針策定はない。

問 11 地域リハ支援体制構築・推進に関するご質問・ご意見等がございましたら  
お書きください。



質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

本調査表はこの冊子のまま返信用封筒に入れ、ご返送下さい。

## R05 修正版 地域リハ支援体制の活動指標チェックリスト案

**都道府県のあり方**

- 都道府県として、地域リハ支援体制の機能・役割を明確にしている
- 地域リハ支援体制として保健所と連携をとっている
- 地域リハ支援体制の機能・役割を各センターと共有する機会を都道府県として設けている
- 都道府県として、各センターの機能・役割を明文化している
- 少なくとも年1回は各センターが一同に会し意見交換をする機会がある

**リハ支援センターのあり方**

- 広域支援センターがある場合、広域支援センターが実施する人材育成にも関わっている
- リハ支援センターが広域支援センター同士を繋ぐ役割を担っている
- 地域リハ支援体制について県主管課等へ提言できる関係性がある
- 全県を視野に入れて、市町村とリハ専門職をつなぐ活動をしている
- 全県を視野に入れて、リハ専門職同士をつなぐ活動をしている

**広域支援センターのあり方**

- 広域支援センターが担当圏域に即した人材育成のカリキュラムを検討、もしくは実施している
- 広域支援センターが圏域内の人材をつなぎ、情報交換を行う機会を有している
- 人材派遣について、広域支援センターが市町村とリハ専門職のつなぎ役を担っている
- 広域支援センターが担当圏域の市町村の課題・ニーズを分析・把握している
- 広域支援センターが当該圏域の市町村とリハ専門職をつないでいる
- 広域支援センターが担当圏域内のリハ専門職同士をつないでいる

**協力機関のあり方**

- 協力機関が県・県リハ支援センター・広域支援センター等と人材派遣の仕組みを共有している

**職能団体のあり方**

- リハ専門職の職能団体が人材派遣に係る県・県リハ支援センター・広域支援センターの仕組みを理解している
- 人材派遣について、リハ専門職の職能団体と県リハ支援センター・広域支援センターとの役割分担が確認されている